

[事案 2023-223] 給付金支払請求

・令和6年2月29日 裁定終了

<事案の概要>

約款上の支払事由に該当しないことを理由に、給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和4年7月から同年12月まで休職したため、令和4年4月に代理店を通じて契約した就業不能保険にもとづき給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に契約が解除となり給付金が支払われなかった。しかし、以下等の理由により、給付金を支払ってほしい。

- (1)告知の際に、告知項目について募集人から口頭の補足説明がなかったため、告知書の文言（【過去5年以内に】医師の診察・検査・治療・投薬を7日間以上にわたってうけたこと（入院した期間も含む））のみでは「連続して7日間以上の入院（7泊以上の入院）」が対象であると読み取れ、通院も当該条件の対象であるとは読み取れない。このため、自分の受診歴が告知対象であると認識するのは到底困難である。
- (2)保険会社の担当者からも、告知書の文言のみでは、7日間の定義を読み取り、入院以外の医療機関への受診も対象と理解することは困難であると認める発言があった。定期的な歯科検診等入院以外の医療機関の受診は、一般的な企業勤めの社会人であれば大多数が該当すると想定され、そのような事例も告知対象となることは口頭説明や確認がなされるべきだ。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)医師作成の証明書、回答書の内容から、告知項目に該当し、告知義務違反の客観的要件は充足している。申立人は、適応障害およびこれに関わる精神疾患について十分認識していたばかりか、告知日前の通院歴と治療内容から見ても、告知項目への該当性を告知にあたって喚起できないとは通常考え難く、令和4年1月からの4回の受診等の事実が告知項目に該当し告知すべきものであったことを十分に認識し得た。告知義務違反は少なくとも重過失によるものと評価できるため主観的要件についても充足している。
- (2)当社の担当者が、告知書の文言のみで入院以外の医療機関の受診も対象であると理解することは困難であることを認める発言はなかった。そもそも、告知書の文言から、入院の場合に限って告知対象としているとは読めない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知時の状況等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、給付金の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。